

仕様書（リース）

産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター

担当： 田中・渡邊

（電話 852-1817）

件名	軽乗用自動車リースについて
契約期間	令和8年11月1日～令和13年10月31日（5年契約）
	<p>1 納車 契約に記した契約期間の初日から使用可能となるよう納車すること。 ただし、契約期間の初日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その翌朝より使用可能とすること。</p> <p>2 支払い方法 毎月均等払い</p> <p>3 期間満了後の取扱 業者引取り</p> <p>4 保守管理（月走1,000km程度）含む</p> <p>① タイヤ交換 納車時に付属されているもの以外に、ラジアル4本、スタットレス4本（ホイール付）</p> <p>② 車検（定期点検整備及び継続検査）</p> <p>③ 法定定期点検整備（12ヶ月）</p> <p>④ 定期点検整備（6ヶ月）</p> <p>⑤ 通常消耗品（バッテリー、エンジンオイル、ワイパーゴム等）の交換</p> <p>⑥ 故障修理費用</p> <p>5 4以外でリース料に含まれる項目</p> <p>① 自動車税（リース期間中）</p> <p>② 自動車重量税（リース期間）</p> <p>③ 自賠責保険料（リース期間中）</p> <p>④ 自動車取得税</p> <p>⑤ 自動車リサイクル料金</p> <p>⑥ 登録納車費用</p> <p>6 その他 軽乗用自動車（リース）仕様書参照</p> <p>7 京都市長期継続契約に係る特約事項 （予算が減額された場合等の途中解約）</p> <p>① 京都市（以下「甲」という。）は、翌年度以降において、賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。</p>

	<p>② 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、この契約の賃貸者の対象となった物件に係る契約者（以下「乙」という。）の取得費用及び付随費用の合計額が、既に甲が乙に対して支払った賃借料を上回っていても、乙はその差額を請求することはできない。</p> <p>③ 乙は、前項に定めるもののほか、甲がこの契約を更新しなかったため生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。</p>
--	---

注) 本仕様書について、不明な点等がある場合は、契約課の指示に従ってください。

(別紙)

軽乗用自動車（リース）仕様書

産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター

1 この仕様書は、次に示す車種又は同等品で、以下（3）～（14）以降を満たす車種に適用する。提供車両は、京都市公用車購入指定制度に係る下記の車種又は同等品とする。

- (1) 車 種：スズキ スペーシアギア
- (2) 型 式：4AA-MK54S
- (3) 駆動方式：4WD
- (4) 過給機：有り（ターボ）
- (5) グレード：ハイブリッド ・ ターボチャージャー
- (6) 年 式：令和8年式（新車）
- (7) 台 数：1台
- (8) 色 : ホワイト
- (9) スタック時に脱出を補助する機能付き
- (10) 最小回転半径が 4.5m 以下
- (11) 最低地上高が 150 mm以上
- (12) 4名乗車可能
- (13) 室内寸法が高さ 1,400mm以上
- (14) 燃費が 19.8km/L 以上

2 契約者は、京都市が行う完成検査（付属品の取付を含む）を受けなければならない。

完成検査の実施場所は、産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター（京都市右京区京北周山町上寺田1-1）とする。

3 契約者は、車両納入前後に次の書類、図面等を京都市に提出しなければならない。

- (1) 取り扱い説明書、整備手帳等 1式
- (2) 車検査証の写し及び自賠責共済証明書の写し
- (3) その他、京都市が必要とする書類又は図面

4 契約者は次の付属品（同等品以上）を取付け、又は揃えて納車すること。

- (1) モニター付き DVD/CD/USB プレイヤー 〈ディーラーオプション品〉 1式
バック相カメラ表示用、オーディオ機能付き、テレビ受信機能なし
- (2) バックアイカメラ 〈ディーラーオプション品〉 1式
- (3) スペアタイヤセット 〈ディーラーオプション品〉 1式
- (4) スペアタイヤ固定キット（4WD 車用）〈ディーラーオプション品〉 1式
- (5) フロアマット（トレタイプ、全席）〈ディーラーオプション品〉 1式

- (6) ドアバイザー（全ドア）〈ディーラーオプション品〉 1 式
- (7) ドライブレコーダー 〈ディーラーオプション品〉 1 式
- (8) 燃料満タン

5 納入時には、十分な点検整備を行っておくこと。

6 納入場所

京北合同庁舎 産業観光局京北・左京山間部農林業振興センターとする。

7 保証及び責任確立

- (1) 納車後にメーカー指定範囲の故障及び損傷等（事故及び過失の損傷を除く）が生じた場合は、契約者が無償交換、修理又は改造等を行うこと。
- (2) 製作上の欠陥による故障及び損傷等については、契約者が使用期間中保証すること。
- (3) 整備上の所要部品は、契約期間中確保すること。

8 車検及び定期点検時について

車検や定期点検及び修理時には、無償で引取り納車をし、代車を提供すること。

9 契約成立後は、契約者は直ちに京北・左京山間部農林業振興センターに連絡し、納入時期、架装及び塗装等に関する事項の確認を行うこと。

10 本仕様書に疑義が生じた場合、構造を変更する場合は京都市の指示に従うこと。